

◎地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	川東・東部工業団地公園 草刈り等業務	令和8年6月1日から 令和8年10月9日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和8年5月29日	399,500円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第41条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
2	別所工業団地用悪水路 除草業務	令和8年6月1日から 令和8年10月9日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和8年5月29日	154,000円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第41条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
3	村松工業団地分譲用地等 除草業務	令和8年6月1日から 令和8年10月9日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和8年5月29日	242,000円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第41条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。